

## 専攻科修学支援金制度について

高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対し、授業料に係る支援を行うことで教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とするものです。

### 1. 支援の対象となる者と支給額

以下の算式により算出された額【算定基準額】の生計維持者の合算額で判断します。

算式：市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）×6%－調整控除の額※  
※政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算

区分	【算定基準額】の合算額	支給額（月額）
区分1	100円未満	9,900円 (授業料月額的全額支給)
区分2※	100円以上51,300円未満	4,950円 (授業料月額のうち半額支給)

※区分2に該当する者については、残りの授業料月額4,950円が減免となる場合がありますので、詳しくは学校の事務室へお問い合わせください。

### 2. 支給方法

学校が生徒に代わり代理受領します。(別途振り込まれるものではありません。)

### 3. 申請方法

生計維持者の市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）や調整控除額を証明する書類（所得課税証明書等）を申請書に添付し、学校の事務室へ提出してください。

(申請書は、学校の事務室で配付しますので、事前にお問い合わせください。)

## 家計急変世帯への支援について

上記の通常の専攻科修学支援金の対象とならない方で、生計維持者の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により収入額が減少した世帯（家計急変事由発生後の収入状況から算出した推計年収が約380万円未満相当となった世帯）に対し、専攻科修学支援金の支給要件を満たすことが確認されるまでの間、授業料の支援を行います。

詳しくは学校の事務室へお問い合わせください。